



島根県報

令和6年4月19日（金）

号外第49号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（4件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	6

告 示

島根県告示第295号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	431号	松江市美保関町森山1088番3地先から同1089番1地先まで	前	メートル 7.96～ 25.34	メートル 92.45	松江県土整備事務所	災害防除工事
			後	メートル 7.96～ 42.61	メートル 92.45		

島根県告示第296号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	黒沢安城浜田線	浜田市長見町1178番19地先から同番9地先まで	前	メートル 8.40～ 36.80	メートル 290.70	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	14.00～ 42.80	290.70		

島根県告示第297号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	弥栄旭インター線	浜田市金城町門田848番18地先から同848番18地先まで	前	A	メートル 12.78～ 52.24	メートル 278.20	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	22.37～ 99.26	218.50	
			後 B	22.37～ 56.38	218.50		
"	"	浜田市金城町門田848番10地先から同482番2地先まで	前	A	10.61～ 36.07	379.08	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	20.90～ 96.58	265.00	
			後 B	20.90～ 72.67	265.00		
"	"	浜田市金城町小国868番9地先から同867番12地先まで	前	A	9.05～ 61.61	329.50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 廃道
				B	17.66～ 114.05	270.00	
			後 B	13.45～ 77.33	270.00		

島根県告示第298号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 19 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	斐川一畑大社線	出雲市河下町字灘平 1245番1地先から同地先まで	前	メートル 8.11～ 8.50	メートル 21.80	出雲県土整備事務所 拡幅
			後	メートル 8.11～ 41.56	メートル 21.80	

島根県告示第299号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	松江市東忌部町字辻石2863番1地先から同地先まで	メートル 33.90	令和6年 4月19日	松江県土整備事務所	
〃	斐川一畑大社線	出雲市河下町字灘平1245番1地先から同地先まで	21.80	令和6年 4月19日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第300号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	布部安来線	安来市島田町字中山117番1地先から同116番1地先まで	メートル 17.70	令和6年 4月19日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	